

2009年8月7日 全11頁

民主党「子ども手当」が家計・ 財政に与える影響<訂正版>

制度調査部
是枝 俊悟

世帯構成・働き方・年収別の手取り収入変化の詳細な試算

[要約]

- 民主党が7月23日、27日に発表した「政策集 INDEX2009」および「民主党の政権政策 Manifesto」に基づき、「子ども手当」が創設され、「配偶者控除」と「扶養控除」が廃止された場合に家計及び財政に与える影響を試算した。本レポートでは様々な世帯構成や年収で負担の増減を試算している。
- 配偶者控除と扶養控除は所得控除方式のため高所得者に有利な税制であり、子ども手当は年収によらず一律となるため、民主党案の実現は概ね低所得者への実質税負担を軽減させることとなる。ただし、現行の児童手当に所得制限がある一方で、民主党案の子ども手当には所得制限がない。そのため、年収800万円～1,000万円程度の層でもメリットが大きくなっている。現状との比較では年収300万円程度の世帯と年収800～1,000万円程度の世帯が民主党案で最も大きいメリットを得られる。
- 子ども手当の支給に必要な財源は、現行の配偶者控除と扶養控除、児童手当を廃止にするだけでは約2兆9000億円不足している。政策実施の際には、民主党には財源の確保が求められる。

[目次]

1. 民主党案「子ども手当」創設の概要	… 2 ページ
2. 民主党案の家計に与える影響の試算	… 3 ページ
2-1. 試算の前提	… 3 ページ
2-2. 片働き・子1人の場合	… 4 ページ
2-3. 片働き・子2人の場合	… 5 ページ
2-4. 共働き・子1人の場合	… 6 ページ
2-5. 共働き・子2人の場合	… 7 ページ
2-6. 結果のまとめと分析	… 8 ページ
3. 民主党案の財政に与える影響の試算	… 9 ページ
補. 「民主党案が財政に与える影響の試算」の算出法	…11 ページ

1. 民主党案「子ども手当」創設の概要

- 民主党は、7月23日に「民主党政政策集 INDEX2009」、7月27日に「民主党の政権政策 Manifesto」を発表した。これらが一般に民主党の「マニフェスト」と呼ばれている。以下、本レポート中では「民主党政政策集 INDEX2009」と「民主党の政権政策 Manifesto」を合わせて民主党マニフェストと呼ぶ。
- 民主党マニフェストには、政策の目玉として「子ども手当」の創設が掲げられている。民主党の子ども手当は、所得・子ども数に関係なく中学校終了前の子ども（を扶養する親）に対して一律月額2万6000円（年額31万2000円）を支給するものである。「子ども手当」の導入に伴い、現行の配偶者控除と扶養控除（一般）、および児童手当は廃止される。現状では、年間所得が38万円以上76万円未満の場合（配偶者控除が適用されない場合）に適用されている配偶者特別控除についても廃止するものと考えられる。
- 現行制度の配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除および児童手当の内容と、民主党案の概要は以下の図表にまとめられる。

図表1 民主党の「子ども手当」創設案と現行制度

[現行制度]			[民主党案]		
○所得控除(その金額には税金がからない)			○所得控除		
	所得税	住民税		所得税	住民税
配偶者控除	38万円	33万円	配偶者控除	-	33万円
配偶者特別控除	最大38万円	最大33万円	配偶者特別控除	-	最大33万円
扶養控除(15歳以下)	38万円	33万円	扶養控除(15歳以下)	-	33万円
扶養控除(16～22歳)	63万円	45万円	扶養控除(16～22歳)	63万円	45万円
○児童手当(毎月一定額の給付金を受け取れる)			所得税のみ、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除(15歳以下)を廃止する		
	第1子・第2子	第3子以降	○子ども手当		
3歳未満	1万円		中学校修了前までの子どもに対して、		
3歳以上小学校修了前	5000円	1万円	所得・第何子かに関係なく一律月額2万6000円を給付		
(ただし、所得制限あり)					

(出所)「民主党政政策集INDEX2009」などをもとに大和総研制度調査部作成

- なお、現行制度における児童手当には所得制限があり、その所得制限の目安は以下の図表2の通り年収800～900万円程度である。図表2は、厚生年金・共済年金の加入者である給与所得者の場合の所得制限の目安を示したものである。

図表2 現行の児童手当の所得制限(単位:万円)

配偶者が扶養の場合	配偶者が非扶養の場合	収入金額
	子ども1人	775
子ども1人	子ども2人	817
子ども2人	子ども3人	860
子ども3人	子ども4人	902

(出所)大和総研制度調査部試算

2. 民主党案の家計に与える影響の試算

2-1. 試算の前提

- 大和総研制度調査部では、民主党のマニフェストに記載された「子ども手当」創設が行われた場合に、家計にどのような影響を与えるかの試算を行った。なお、民主党マニフェストでは2011年度以降とされている「完全実施」が行われた場合について試算を行っている¹。
- 世帯構成としては、夫婦と子2人の4人世帯、夫婦と子1人の3人世帯の2ケースを想定した。働き方としては、配偶者が働いていないか配偶者の扶養の範囲内で働いている「片働き」と、配偶者が扶養の範囲を超えて働いている「共働き」の2ケースを想定した。
(なお、片働きで子どもがいない場合は、4ページの「片働き・子1人・子が高校 or 大学」の欄と結果が同じである。共働きで子どもがいない場合は、民主党案による影響を全く受けない)
- 年収としては、300万円～2,500万円の10パターンを設定した(夫婦共働きの場合は、夫婦のうちより年収の高い方の金額を参照すればよい)。
- 子どもの年齢としては、「3歳未満」、「小学生」、「中学生」、「高校 or 大学」(特定扶養控除に該当する16～22歳であり、この年齢であれば専門学校生等も含まれる)を想定した。
- 諸控除を計算する際の前提は、以下のように置いた。
[加入している社会保険制度としては、厚生年金、協会けんぽ(旧・政府管掌健康保険、介護保険含む)、雇用保険とし、「片働き」の場合は、妻は国民年金の第3号被保険者となっているとした。生命保険料控除は上限まで適用し、個人年金には加入していないものとした。²]
- なお、市区町村等によっては、独自に児童手当の追加給付や支給年齢の拡充などが行われている場合があるが、今回の試算では国の基準の児童手当のみ支給されていることを前提にした。
- 以上の前提のもとで、世帯構成・働き方・世帯年収・子ども年齢別に、民主党案が行われた場合の現行制度からの手取り収入の変化を比較する。

¹ 2010年度は「子ども手当」の支給は半額実施とされているが扶養控除・配偶者控除をどうするのか不明である

² 民主党ウェブサイト公表された試算値と本稿の試算値が若干異なるが、これはこれらの前提が異なるためと考えられる。

2-2. 片働き・子1人の場合

図表3 民主党案による家計の現行比の手取り年間収入の変化（片働き・子1人の場合、単位：円）

子ども年齢↓年収(万円)→	300	400	500	600	700	800	900～1000	1200	1500	2500
3歳未満	154,000	154,000	132,900	116,000	71,000	33,100	160,000	137,200	61,200	8,000
3歳～小学生	214,000	214,000	192,900	176,000	131,000	100,000	160,000	137,200	61,200	8,000
中学生	274,000	274,000	252,900	236,000	191,000	160,000	160,000	137,200	61,200	8,000
高校生・大学生	-19,000	-19,000	-19,000	-38,000	-38,000	-76,000	-76,000	-84,500	-125,400	-152,000
(出所)大和総研制度調査部試算	網掛けは、同じ子ども年齢の場合、		黄色:最も手取り収入増が多い				赤色:最も手取り収入増が少ない			

○図表3は、民主党案実施による「片働き・子1人」の世帯の手取り年間収入の変化である。プラスは収入増、マイナスは収入減を表している。

- ①まず、子どもが中学生以下である全ての世帯で、収入増となっていることがわかる。一方で、高校生・大学生のいる世帯では収入減となっている。これは以下の理由による。子どもが高校生・大学生の場合は特定扶養控除が適用される。この特定扶養控除は廃止の対象とされていない。また、子どもが高校生・大学生の場合は子ども手当の対象でもない。そのため、配偶者控除の廃止のみの影響を受ける。同じ年収で比較すると、民主党案による収入増の額が大きいのは子ども年齢が「中学生」>「3歳～小学生」>「3歳未満」の順になる。これは、現行の児童手当の廃止による影響を反映している。
- ②子どもが「3歳～小学生」か「中学生」である場合、現行比の手取り収入の増加は、年収300～400万円の世帯が最も大きい。年収500万円～800万円まで年収が増加するにつれ民主党案での手取り収入の増加額は少なくなる。これは、年収が多く適用される所得税率が高いほど現行の扶養控除・配偶者控除による税負担減の効果が大きいからである。したがって、適用される所得税率が高いほど扶養控除・配偶者控除を子ども手当に改組する際のメリットは小さくなる。
- ③一方で、子どもが「3歳未満」である場合は、現行比の手取り収入の増加は、年収900～1,000万円の世帯が最も大きい。3歳未満の子どもに対する児童手当は現行でも月額1万円とある程度の額がある。現行制度では所得制限を僅かに上回る年収900～1,000万円程度の世帯にとって、児童手当はもらえず、所得税率もそれほど高くないため所得控除のメリットも（より高所得の世帯と比べて）大きくないことを反映している。
- ④（子どもが小学生以下である場合）年収800万円から900万円に上がる際、手取り収入が大きく増加する。これは、現行の児童手当は「片働き・子1人」の場合年収900万円以上の世帯では受給できないが、民主党の子ども手当には所得制限がないため新たに受給できるようになることによる。年収800万円以下の世帯においては、現行の児童手当と子ども手当の差額だけ収入増になるが、年収900万円以上の世帯では子ども手当の支給額が全額収入増になる。このため、現行との比較では年収900万円の世帯の方が、年収800万円の世帯よりも手取り収入の増加額が大きくなっている。
- ⑤年収1,200万円、1,500万円、2,500万円はそれぞれ23%、33%、40%の所得税率が適用される世帯である。所得税の最高税率の40%が適用される世帯においても中学生以下の子どもがいる場合は、民主党案の実施によって手取り収入が減少することはない。

2-3. 片働き・子2人の場合

図表4 民主党案による家計の現行比の手取り年間収入の変化（片働き・子2人の場合、単位：円）

子ども年齢↓年収(万円)→	300	400	500	600	700	800	900~1000	1200	1500	2500
ともに3歳未満	329,200	327,000	305,900	272,400	263,000	156,000	396,000	368,600	247,800	168,000
小学生+3歳未満	389,200	387,000	365,900	332,400	323,000	216,000	396,000	368,600	247,800	168,000
ともに小学生	449,200	447,000	425,900	392,400	383,000	276,000	396,000	368,600	247,800	168,000
中学生+小学生	509,200	507,000	485,900	452,400	443,000	336,000	396,000	368,600	247,800	168,000
ともに中学生	569,200	567,000	545,900	512,400	503,000	396,000	396,000	368,600	247,800	168,000
高校or大学+中学生	288,700	274,000	274,000	251,000	236,000	177,200	160,000	151,600	61,200	11,600
ともに高校or大学	0	-19,000	-19,000	-19,000	-38,000	-38,000	-76,000	-76,000	-112,000	-152,000
(出所)大和総研制度調査部試算	網掛けは、同じ子ども年齢の場合、			黄色:最も手取り収入増が多い			赤色:最も手取り収入増が少ない			

○図表4は、民主党案実施による「片働き・子2人」の世帯の手取り年間収入の変化である。プラスは収入増、マイナスは収入減を表している。

○子どもの年齢は、兄弟の年齢差が近い世帯を想定して、「3歳未満」、「小学生」、「中学生」、「高校or大学」の4区分のうち、兄弟とも同じ区分の場合および兄弟が隣接する区分である場合の7パターンを試算した。

- ①まず、中学生以下の子どもがいる全ての世帯で、収入増となっていることがわかる（兄弟の1人が「高校or大学」でもう1人が「中学生」の場合も収入増になる）。この理由は4ページの①と同様である。
- ②子どもがともに小学生以上である場合、現行比の手取り収入の増加は、年収300~400万円の世帯が最も大きい。年収500万円~800万円まで年収が増加するにつれ民主党案での手取り収入の増加額は少なくなる。この理由は4ページの②と同様である。
- ③一方で、3歳未満の子どもがいる場合は、現行比の手取り収入の増加は、年収900~1,000万円の世帯が最も大きい。3歳未満の子どもに対する児童手当は現行でも月額1万円とある程度の額がある（この理由は4ページの③と同様である）。また、子どもがともに3歳未満の場合、年収800万円の世帯が現行制度比で最も手取り収入増が少なくなることは特筆点である³。
- ④所得税の最高税率の40%が適用される年収2,500万円の世帯においても、中学生以下の子どもがいる場合は、民主党案の実施によって手取り収入が減少することはない。

³ 年収800万円の世帯と年収2,500万円の世帯で収入の変化を比べる。年収800万円の世帯の手取り収入は、控除の廃止で-22.8万円、現行の児童手当の廃止で-24万円となる。一方、年収2,500万円の世帯では現行では児童手当が出ていないため控除の廃止で-45.6万円となる。子ども手当で両方の世帯が+62.4万円になる点は同じである。つまり、年収800万円の世帯にとって現行の児童手当から民主党案の「子ども手当」に変わるメリットは、年収2,500万円の世帯において所得制限のない「子ども手当」の支給によるメ

2-4. 共働き・子1人の場合

図表5 民主党案による家計の現行比の手取り年間収入の変化（共働き・子1人の場合、単位：円）

夫婦で高い方の年収→	300	400	500	600	700	800	900～1000	1200	1500	2500
3歳未満	173,000	173,000	154,000	154,000	116,000	236,000	236,000	224,600	186,600	160,000
3歳～小学生	233,000	233,000	214,000	214,000	176,000	236,000	236,000	224,600	186,600	160,000
中学生	293,000	293,000	274,000	274,000	236,000	236,000	236,000	224,600	186,600	160,000
高校or大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(出所)大和総研制度調査部試算	網掛けは、同じ子ども年齢の場合、				黄色:最も手取り収入増が多い			赤色:最も手取り収入増が少ない		

○図表5は、民主党案実施による「共働き・子1人」の世帯の手取り年間収入の変化である。プラスは収入増、マイナスは収入減を表している。「共働き」の場合、児童手当の支給要件および扶養控除は、夫婦のうち年収が高い方の影響を受ける。表では世帯収入ではなく、「夫婦で高い方の年収」を参照する点に注意が必要である。

- ①まず、中学生以下の子どもがいる全ての世帯で、収入増となっていることがわかる。この理由は4ページの①と同様である。子どもが既に高校生・大学生となっている場合、「片働き」であれば配偶者控除の廃止により増税となるが、「共働き」の場合は現状においても配偶者控除の適用がないためそのような影響がなく、手取り収入は変化しない。
- ②小学生以下の子どもがいる世帯で、（夫婦で高い方の）年収が800万円～1,000万円の世帯が現行比で最も手取り収入が多くなる。これは、以下の理由による。「共働き」の場合、扶養控除の廃止の影響は受けるが配偶者控除の廃止の影響を受けない分、「片働き」よりも（高所得者ほど）増税幅が小さくなっている。現行の児童手当は、「共働き・子1人」の場合（夫婦で高い方の）年収が775万円以下の場合に支給される。（夫婦で高い方の）年収800～1,000万円の世帯は現行の児童手当が支給されてなく、扶養控除廃止による増税額も（より高所得の世帯より）少ないため、民主党案の実施による手取り収入の増加額が最も大きくなっている。
- ③中学生の子どもがいる世帯の場合は、現行の児童手当の支給を受けていない。したがって、扶養控除が子ども手当に変わる効果のみが現れるため、適用される所得税率が低い年収の低い世帯ほど手取り収入の増加が大きくなる。
- ④所得税の最高税率の40%が適用される年収2,500万円の世帯においても、中学生以下の子どもがいる場合は、民主党案の実施によって手取り収入が減少することはない。

リットよりも小さくなる。

2-5. 共働き・子2人の場合

図表6 民主党案による家計の現行比の手取り年間収入の変化（共働き・子2人の場合、単位：円）

夫婦で高い方の年収→	300	400	500	600	700	800	900~1000	1200	1500	2500
ともに3歳未満	346,000	346,000	324,900	308,000	263,000	472,000	472,000	449,200	373,200	320,000
小学生+3歳未満	406,000	406,000	384,900	368,000	323,000	472,000	472,000	449,200	373,200	320,000
ともに小学生	466,000	466,000	444,900	428,000	383,000	472,000	472,000	449,200	373,200	320,000
中学生+小学生	526,000	526,000	504,900	488,000	443,000	412,000	472,000	449,200	373,200	320,000
ともに中学生	586,000	586,000	564,900	548,000	503,000	472,000	472,000	449,200	373,200	320,000
高校or大学+中学生	293,000	293,000	293,000	274,000	274,000	236,000	236,000	227,500	186,600	160,000
ともに高校or大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(出所)大和総研制度調査部試算	網掛けは、同じ子ども年齢の場合、				黄色:最も手取り収入増が多い			赤色:最も手取り収入増が少ない		

○図表6は、民主党案実施による「共働き・子2人」の世帯の手取り年間収入の変化である。プラスは収入増、マイナスは収入減を表している。「共働き」の場合、児童手当の支給要件および扶養控除は、夫婦のうち年収が高い方の影響を受ける。表では世帯収入ではなく、「夫婦で高い方の年収」を参照する点に注意が必要である。

○子どもの年齢は、兄弟の年齢差が近い世帯を想定して、「3歳未満」、「小学生」、「中学生」、「高校or大学」の4区分のうち、兄弟とも同じ区分の場合および兄弟が隣接する区分である場合の7パターンを試算した。

①まず、中学生以下の子どもがいる全ての世帯で、収入増となっていることがわかる（兄弟の1人が「高校or大学」でもう1人が「中学生」の場合も収入増になる）。子どもがともに「高校or大学」の場合は、手取り収入の変化はない（この理由は6ページの①と同様である）。

②子どもがともに小学生以下の場合、（夫婦で高い方の）年収が800万円～1,000万円の世帯が現状比で最も手取り収入が多くなる（理由は6ページの②と同様である）。

③中学生の子どもがいる場合は、（夫婦で高い方の）年収が300万円～400万円の世帯が現状比で最も手取り収入が多くなる（理由は6ページの③と同様である）。

④所得税の最高税率の40%が適用される年収2,500万円の世帯においても、中学生以下の子どもがいる場合は、民主党案の実施により手取り収入が減少することはない。

2-6. 結果のまとめと分析

○図表3～6の試算結果のうち、民主党案が実施された場合の家計への影響として代表的な結果をまとめると以下の図表7のようになる。

図表7 民主党案による影響のまとめ（手取り増加額は年額）

			最も手取り収入の増加が多い年収層		最も手取り収入の増加が少ない年収層	
			年収層	手取り増加額	年収層	手取り増加額
片働き	子1人	3歳未満	900～1,000万円	160,000円	2,500万円(最高税率)	8,000円
		中学生	300～400万円	274,000円	2,500万円(最高税率)	8,000円
	子2人	ともに3歳未満	900～1,000万円	396,000円	800万円	156,000円
		ともに中学生	300万円	569,200円	2,500万円(最高税率)	168,000円
共働き	子1人	3歳未満	800～1,000万円	236,000円	700万円	116,000円
		中学生	300～400万円	293,000円	2,500万円(最高税率)	160,000円
	子2人	ともに3歳未満	800～1,000万円	472,000円	700万円	263,000円
		ともに中学生	300～400万円	586,000円	2,500万円(最高税率)	320,000円

(注)この表における「年収層」は、片働き世帯においては世帯年収、共働き世帯においては「夫婦の多い方の年収」である。
(出所)大和総研制度調査部試算

- （子どもが2人以内ならば）中学生以下の子どもがいるすべての世帯で手取り収入は増加する⁴
- 現行の扶養控除や配偶者控除が比較的高所得層にメリットの多いものとはいえ、現行の児童手当に所得制限があるため、一様に低所得者ほど手取り収入が大きくなるとはいえない。
- 子どもが（ともに）中学生の場合は、年収300万円ないし400万円の層が最も手取り収入の増加が大きくなる。世帯の年収が多くなるにつれ、民主党案による手取り収入の増加幅は小さくなり、所得再分配を強める政策といえる。
- 一方、子どもが（ともに）3歳未満の場合、現行の児童手当の支給額が大きいため、現行制度では児童手当の恩恵を受けていない年収900～1,000万円程度の層が最も手取り収入の増加が多くなる。また、現行制度で児童手当を受けられる上限に近い年収700～800万円程度（世帯構成により上限は異なる）の世帯で最も手取り収入の増加が少なくなるという現象も見られる。これは、民主党案では、子ども手当に所得制限を設けていないためである。
- 高校生か大学生の子どもがいて、中学生以下の子どもがいない場合、片働き世帯では増税になる（共働き世帯では影響がない）。この場合の増税額は、年収が高い世帯ほど大きくなる。

⁴ 子どもが3人以上の場合は、中学生以下の子どもがいても手取り収入が減少するケースは存在する。例えば、片働きで世帯年収2,500万円、子ども3人、1人が中学生で2人が高校生の場合は、民主党案により手取り収入は減少する。

3. 民主党案が財政に与える影響

○民主党の子ども手当の創設案は多くの世帯で手取り収入を増やす政策であるが、配偶者控除・扶養控除の廃止や現行の児童手当の金額を組み替えるだけでは財源が不足する。その不足額がどの程度であるか、本稿で試算を行った。

(1) 「子ども手当」の総支給額

○15歳未満人口の1,718万人⁵に、1人あたりの「こども手当」年額31万2000円をかけ、5兆3602億円と算出される。

(2) 現行「児童手当」の財源

○現行の児童手当のうち、国および地方の負担金の合計は8,370億円である。

○なお、厚生年金の被保険者がいる企業は（従業員の児童手当受給実績に係らず）従業員に支払う給与の一定率を児童手当拠出金として支払っている。これが児童手当の企業負担額の1,790億円であるが、民主党は「子ども手当」の実施時にこの企業負担は廃止する模様である。したがって、本稿の試算では企業負担額の1,790億円を現行「児童手当」の財源に含めていない。

図表8 現行の児童手当の費用負担（平成21年度予算）

国庫負担額	2,690億円
地方負担額	5,680億円
企業負担額	1,790億円
合計	1兆160億円

（出所）厚生労働省資料より

(3) 扶養控除・配偶者控除の廃止

○扶養控除（一般）⁶、配偶者控除⁷、配偶者特別控除を廃止するものとした。給与所得者と申告納税者における2007年分の税務統計を用いて、図表9の通り増収額の額は1兆6,002億円と試算された（詳細な試算方法は「補. 扶養控除・配偶者控除の廃止による増収額の試算方法」に記載した）。

図表9 扶養控除・配偶者控除の廃止による増収額の試算値

給与所得者の増税分	1兆3683億円
申告納税者（自営業者等）の増税分	2340億円
合計	1兆6023億円

（出所）大和総研制度調査部試算

⁵ 総務省人口推計2008年版年報による。人口は2008年10月1日現在の値。

⁶ 障害者・老人については、一般の扶養控除と比べて上乗せされている部分のみ維持されるものと想定した。特定扶養控除（高校生・大学生にあたる年齢）については全額維持されるものと想定した。

⁷ 障害者・老人については、一般の配偶者控除と比べて上乗せされている部分のみ維持されるものと想定した。

(4) まとめ

○以上の3項目をまとめると、民主党案の子ども手当創設のために必要なネットの財源は、以下の通り、2兆9209億円と算出された。

図表 10 民主党案実現に必要なネットの財源の試算

①子ども手当総支給額	5兆3602億円
②現行の児童手当の廃止(国+地方)	8370億円
③扶養控除・配偶者控除の廃止(国税)	1兆6023億円
民主党案実現に必要な財源[①-(②+③)]	2兆9209億円

(出所)大和総研制度調査部試算

○2兆9209億円分の税収を確保するには、増税により行う場合は、消費税換算で約1.2%の引上げが必要となる。民主党マニフェストでは、租税特別措置法の見直し、「ムダづかいの排除」や「埋蔵金」の活用などを含めて財源を確保するとしている。

○しかし、租税特別措置法の改革は増税そのものであるし、「埋蔵金」の活用についてもストックの切り崩しであり恒久的に(フローとして)利用し続けられるものではない。「ムダづかいの排除」(歳出削減)により財源を確保できなかった場合は、不足額について将来的に国民負担が求められることは考慮する必要があるだろう。

補. 「民主党案が財政に与える影響の試算」の算出法

- 国税庁発表の2007年分の「民間給与実態統計調査結果」及び「申告所得税標本調査結果」をもとに、扶養控除・配偶者控除（一般）・配偶者特別控除を廃止したと仮定した場合2007年ベースの所得税収がどれだけ増えるかをもって「諸控除の廃止による増収」とした。
- 年末調整を行っている給与所得者に関しては「民間給与実態統計調査結果」を用い、確定申告を行っている者（主に自営業者）に関しては「申告所得税標本調査結果」をもとに税額を試算している。
- 所得控除の減少による影響は所得により大きく異なるので、年収（所得）階級ごとに税額の増減を試算する必要がある。なお、本稿の試算においては計算を簡略化するために、年収（所得）階級ごとに、実際の配偶者控除・扶養控除などの適用率・適用人数を用いている⁸。
- 主な計算の流れは以下の通りである。
 - ①「民間給与実態統計調査」及び「申告所得税標本調査」において、年収（所得）階級ごとの1人あたりの納付税額⁹から1人あたりの課税所得金額を逆算する。
 - ②その課税所得金額からさらに諸控除として与えられていて所得控除額を足し戻し、民主党案による課税所得金額を算出する。
 - ③民主党案による課税所得金額から、年収（所得）階級ごとの1人あたりの「民主党案による所得税額」が計算される。
 - ④年収（所得）階級ごとの1人あたりの「民主党案による所得税額」¹⁰に年収（所得）階級に属する人数をかけ、年収（所得）階級ごとの所得税額が求まる。すべての年収（所得）階級ごとの所得税額を足し合わせることで、「民主党案による所得税額」が算出される。

⁸ 例えば、ある年収（所得）階級において、扶養控除の平均適用人数が1.3人だとしたら、その年収（所得）階級に属する納税者全員が1.3人を扶養していると仮定して、扶養控除の適用額を計算している。

⁹ 正確には、「1人あたりの納付税額」に「1人あたりの税額控除」を加えた金額となる

¹⁰ 正確には、「1人あたりの民主党案による所得税額」から「1人あたりの税額控除」を減じた金額となる